

## 基本認識

専門部会での関連意見	整理ポイント
<ul style="list-style-type: none"><li>● 優秀な雄牛を選抜し、供用するまでには、長い年月と財源、遺伝的な能力を評価するためのデータ収集、分析技術を必要とする。</li><li>● 昨今のバイオテクノロジーの進展に伴い、家畜の改良・選抜に際して、DNA分析も採り入れている。</li><li>● 国際的に名声のある和牛の価値を保護すべきことに異論を持つ人はないだろう。改良には10年も20年もの年月と労力が必要であり、その努力の結果高まった付加価値は、国民の財産。</li><li>● 家畜の改良には長い年月と労力を要し、改良の専門家の立場からすれば、精液は単に生殖細胞であるが、その有する遺伝情報は情報財そのもの。</li></ul>	<p>家畜の改良は、優秀な形質を発現する遺伝資源を有する個体の選抜・増殖を繰り返し、より能力の高い家畜を生み出していくプロセスであり、同じ家畜の種類であっても肉質等の点で品質上の差別化を図ることができるという点で、畜産関係者による<u>知的創造活動であり、このプロセスを通じて生み出された和牛遺伝資源は、知的財産としての価値を有している</u>ということができる。</p>

# 和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に関する専門部会 — 論点整理 —

## 検討の方向性

専門部会での関連意見	整理ポイント
<ul style="list-style-type: none"><li>● 改良のインセンティブを保護するためには、契約による対処以上の対応が必要。既存の知的財産保護制度から考えると、「権利」構成ではなく、行為規制アプローチが適当。</li><li>● 行為規制の中にも、営業秘密や限定提供データのように、ある種の情報をカテゴライズして、そのカテゴリーの中で情報を客体にした行為規制を行うというものと、対象の情報をカテゴライズせずに、行為そのものを規制するという方式があるが、和牛は客体たる情報の特定が容易であり、家畜登録制度等の一種の公示機能が実務として定着していることから、営業秘密よりも保護対象の特定が容易。</li><li>● 外部に提供するデータの集合体である「限定提供データ」について、その収集・整理作業の結果として付加された価値に対する成果冒用行為からの保護を図っていることに照らせば、家畜の改良プロセスを通じて有用な遺伝情報が集積された和牛遺伝資源に対する成果冒用行為からの保護を図るべき正当性がある。</li></ul>	<p>和牛遺伝資源の国外流出未遂事案を受け、改良の成果として価値の高まった遺伝資源に対する成果冒用行為から保護し、家畜改良に要した投下資本を適切に回収できる環境を整備し、更なる改良のインセンティブに繋げていく必要があり、アプローチとして、<u>家畜遺伝資源に係る不正取得等の成果冒用行為を規制するという行為規制手法が有効である。</u></p>

# 和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に関する専門部会 — 論点整理 —

## 保護客体の考え方

専門部会での関連意見	整理ポイント
<ul style="list-style-type: none"><li>● 改良には長い年月と労力を要し、改良の専門家の立場からすれば、精液は単に生殖細胞であるが、その有する遺伝情報は情報財そのもの。 【再掲】</li><li>● 遺伝資源は単に牛を生産するためのものというのではなく、改良の成果として高まった価値、高い価値を有する遺伝情報という見方もでき、物に着目すれば、価値が一体となって切り離せないものと理解できる。</li></ul>	<p>保護すべき客体の捉え方をめぐって、複数の考え方が採り得るが、いずれにしても、価値とその媒体となる物とが切り離せない関係にあるという共通認識に基づいて実効的な制度を考えていく必要がある。</p> <p>【考え方の例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 改良による付加価値そのもの（遺伝情報の集積）に着目する考え方</li><li>② 価値を媒介する物と捉える考え方</li></ul>

# 和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に関する専門部会 — 論点整理 —

## 規制対象とすべき行為①

専門部会での関連意見	整理ポイント
<ul style="list-style-type: none"><li>● 種畜の管理委託を受けた者が信頼関係に背いて領得する行為を規制対象にすることについては、保護の実効性を確保するという観点からも、また、国外流出の前段階で、きっちり国内で押さえていくという観点からも評価できる。</li><li>● 本来のルートでない所で流れる目的が図利加害目的以外にあるかと言ったら、無いのではないかな。</li><li>● 家畜遺伝資源が封入されているストローに種畜の名称等の表示が施されている中で、これを不正に取得、使用等をする行為について、「（不正な経緯があるとは）知らなかった」では済まされず、違法性が高いと言うべき。</li></ul>	<p>家畜の改良に要する投資を保護し、更なる改良インセンティブにつなげていくことが可能となる環境整備に向けて、家畜遺伝資源について、取引実態や現場のニーズ等も踏まえ、規制対象とすべき行為として、不正取得、不正使用、転得等に分類して検討することが有効である。</p>

# 和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に関する専門部会 — 論点整理 —

## 規制対象とすべき行為②

専門部会での関連意見	整理ポイント
<ul style="list-style-type: none"><li>● 一度不正に流出した家畜遺伝資源が使用され、これにより産出された物品を侵害品として捉えて規制すべき。その上で、一定の場合（善意・無重過失）には、取引の安全の観点から規制から除外すべき。</li><li>● 長年の努力の結果生み出された改良の成果が、再生産により容易に盗まれてしまい、拡大再生産されてしまうということに対する抑止力を向上させる意味では、これを侵害品と捉えて譲渡等を規制すべき。</li><li>● 一般的に行われている、改良事業者等の正規の取組の支障となるような制限につながらないような配慮が必要。</li><li>● 不正使用行為によって生じた物について、取引の時点で善意・無重過失であればその後の使用・譲渡行為をすべて制限なく規制の対象から除外すべきなのか。一定の条件下（例：契約に基づく権原の範囲内）で規制から除外する等、現場の流通・利用実態を踏まえた制度の構築が重要ではないか。</li><li>● 家畜遺伝資源の管理者の側から警告状が届いて事後的に不正行為の介在を知るに至った場合に、取引の安全を確保する観点からどこまでその取得した精液等の使用・譲渡を認めるのかは難しい問題。</li><li>● 不正の経緯の確認に関する注意義務を果たしていないという点は、今後契約による管理という流通管理を深めていったときには、注意義務を果たしていない、すなわち重過失が認められる確度がかかなり高くなるのではないか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 家畜遺伝資源が一度不正に流出すると家畜の拡大再生産が容易となることに鑑みて、<u>不正使用により産出された新たな家畜遺伝資源の使用、譲渡等についても規制の対象とすることが有効である。</u></li><li>○ 家畜遺伝資源が限定された関係者の範囲において流通する関係から、<u>悪意の場合に加えて重過失の場合も規制対象とすることが重要である</u>一方で、不正使用行為によって生じた物の扱いについては取引の安全に十分に留意することが求められる。</li></ul>

# 和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に関する専門部会 — 論点整理 —

## 救済措置の内容

専門部会での関連意見	整理ポイント
<ul style="list-style-type: none"><li>● 家畜遺伝資源に係る不正行為に対しては、差止請求を措置することが実効的。また、差止請求については、輸出行為も規制対象とすることが重要。</li><li>● 損害額の推定規定については、「証拠の偏在問題」と言われるように、被侵害者による損害賠償額の立証が困難なので、非常に重要。</li><li>● 家畜遺伝資源は改良成果が化体した有体物であるという点に着目すれば、刑事罰の必要性は納得できるものであり、その知的財産的価値を踏まえて、特別法で要件を特定して罰することが重要。</li><li>● 刑事罰は不正流出を未然に防ぐという点で、最も実効性のある措置である。</li><li>● 国外犯について、民事上の措置では対応に限界があるので、刑事罰の対象とすることが重要ではないか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 家畜の拡大再生産を防ぎ、改良事業を継続的に実施していくため、差止請求権を認めることが実効的である。</li><li>○ 損害賠償請求に当たり、「証拠の偏在問題」による立証の困難性・原告の負担を軽減する観点から、不正競争防止法も参考に、損害額の推定規定を措置することが重要である。</li><li>○ <u>刑事罰については、刑法の謙抑性とのバランスに留意しつつ、改良成果が化体しているという点に着目して、特別法で要件を特定して構成要件を検討することが重要である。</u></li></ul>